

令和3年度第4回臨時
松本市教育委員会會議錄

松本市教育委員会

令和3年度第4回臨時松本市教育委員会会議録

令和3年度第4回臨時松本市教育委員会が令和3年8月24日午後7時50分教育委員室に招集された。

令和3年8月24日(火)

議 事 日 程

令和3年8月24日午後7時50分開議

- 第1 開 会
- 第2 教育長挨拶
- 第3 議 事

[議案]

- 第1号 新型コロナウイルス感染拡大に伴う市立小中学校及び放課後児童健全育成事業等における対応について【非公開】

教 育 長 伊佐治 裕 子

〔出席委員〕

教育長職務代理者	小 柳 廣 幸
教 育 委 員	福 島 智 子
”	橋 本 要 人
”	佐 藤 佳 子

〔出席職員〕

教 育 部 長	藤 森 誠
こ ども 部 長	青 木 直 美
教 育 政 策 課 長	赤 羽 志 穂
学 校 教 育 課 長	塚 田 雅 宏
学 校 支 援 セ ン タ ー 長	高 野 毅
こ ども 育 成 課 長	西 村 宏 美
学 校 支 援 セ ン タ ー 主 任 指 導 主 事	牧 野 圭 介

〔事務局〕

教育政策課	
教育政策担当係長	三 澤 良 彦
” 係長	小 澤 弥 生

開会宣言 午後7時50分

伊佐治教育長は令和3年度第4回臨時松本市教育委員会の開会を宣言した。

教育長 遅い時間にお集りいただきありがとうございます。これより第4回臨時教育委員会を開催します。

署名委員の指名

教育長 本日の会議録署名委員は福島委員、橋本委員をお願いいたします。

議案審議

教育長 本日の案件は議案1件です。なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項、教育委員会の会議は公開する。ただし人事に関する事件その他の事件について教育長または教育委員の発議により出席者の3分の2以上の多数で議決したときはこれを公開しないことができるとの規定に基づき、議案第1号につきましては、個人や学校が特定される可能性があること、それから、保健所等が公開している基準に合わせて非公開とすることについてはよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長 ありがとうございます。

それでは、この案件につきましては非公開で行うことといたします。

< 議案第1号 > 新型コロナウイルス感染拡大に伴う市立小中学校及び放課後児童健全育成事業等における対応について【非公開】

学校支援センター長 こども部長 議案第1号「新型コロナウイルス感染拡大に伴う市立小中学校及び放課後児童健全育成事業等における対応について」説明

教育長 この対応の前提として、保健所と校長会と相談をしまして原案をつくりました。現在の報道などを見ていると、横浜市では今月末まで夏休みを延長したですとか、学校での感染が拡大するのではないかとの懸念から、学校を閉めよ、2学期の開始を遅らせよといった風潮があります。しかし、実際の状況を見たとき、学校においては活動がかなり統制されており、先生方が今までの知見に基づいて感染拡大防止に配慮いただいています。ですので、これは保健所長も言っていますが、どちらかというと学校での授業活動においては、リスクはそ

れほど高くないということです。ただ、一番心配なことは、資料の3(4)の小学校・中学校共通の対応にあります。換気が十分でない場合、デルタ株ではその感染拡大のリスクが高まるということです。それからマスクを外して食べる、物を食べながら近くでしゃべるといったことが一番よくないということです。今回の放課後の預かり事業で感染したケースでは、保健所の調査によると、黙食が徹底されていなかったですとか、換気が十分でないところで子どもたちがマスクを外して活動していたというようなことがあったようです。このようなことを踏まえて、感染拡大を最小限にとどめるために、給食の黙食、換気の徹底、また、ほかの学年やクラスと交わるようなことをできる限り避けてクラス単位で活動してほしいとの指導を受けています。また、学校で子どもたちがいる時間をある程度圧縮するということが一定程度効果があるということです。

子どもたちが自由に動き回るとするのは放課後の居場所ということになるので、先日、橋本委員からもご意見をいただいたように、学校と放課後の預かり事業をセットで抑制を図っていかないと同じような事例が出てくる可能性があると思います。しかし、学校での時間を短縮して下校すると、その分が放課後の預かり事業のところにしわ寄せが行くということが一番のジレンマであり、両方をセットで抑制していくために、説明にあったとおり9月7日まで保護者の皆さんには職場にもご協力いただいて、できる限り利用の自粛にご協力をいただこうということで原案を考えました。このことも含めてご質問、ご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

橋本委員

まさしく今、お話の最後にあった短縮日課にして早く家に帰すということですが、それに対応できる家庭とできない家庭があると思うんですね。対応できない家庭のお子さんが放課後の預かり事業を利用して、最初に教育長がおっしゃったように、昨年学校を閉めたときに子どもたちは児童センターなどに行かざるを得なくて、かえってそちらのほうが密になってしまいましたよね。だから、なるべく学校を開いたほうがいいんだと、こういうロジックだったと思います。それは私も賛成ですが、3(4)のウのところ、「必要に応じ、学校施設の貸与が」となっていて、比較論からすると児童センターなどよりも学校のほうが統制が取れていて、面積的にも広いから密にもなりにくいということだと思います。ですので、放課後に居場所がない人はなるべく学校にいられるように配慮するというのが第一義的じゃないかなと思います。さらに言え

ば、児童センターなどは複数の学校から来ているところも幾つかあるわけで、クラス単位で行動しましょうということからすると、クラスどころかほかの学校の子どもとも交流してしまうことになるので、家庭に帰れる人はいいけれど、帰れない、居場所がない人は今の中で選べというとなるべく家庭に帰れる状況まで学校にいてもらうというのが一番安全だというロジックになりませんか、いかがでしょうか。

教育長 そういったご意見も予想はしていました。

 というのも、実情を分かっている私たちは、学校で統制が取れた環境下にいたほうが子どもたちの安全を確保できるんじゃないかということが成り立つんですが、今の世論では学校にいて子どもたちの危険が増している、そして学校で感染拡大して家庭に持ち帰ってくるという不安が広がっていて、保護者や一般の方も含めて心配されたり、いろいろ不安な声が学校にも寄せられていたりということもあるようですので、学校では一定程度時間を多少圧縮する対応とし、あわせて放課後の預かり事業でも自粛をお願いするとしました。放課後の預かり事業で複数の感染者が出ましたというと、普段から利用している方は、かなり密な状態で子どもたちが活動しているということは周知の事実なので、おそらく中には自粛したいというご家庭は自然と出てくるかと思えます。そのようなことからトータルで皆さんが納得できるような方法というのを考えた結果がこの内容ということになります。ただし、学校の短縮日課ということについては、先ほど校長会の先生方とも相談したんですが、具体的に考えているのは2時間目と3時間目の間の20分ぐらいの休み時間を短縮してということ、それから授業時間を学校の工夫の中で9月7日までの間で短くできる授業はできる限り短くしていくことで乗り切ろうという話になりました。

 ですので、短縮できたとしても全体でも小学校で1時間程度ということが現実的ではないかということです。

橋本委員 私が理解できないのは、学校の時間を短縮しても自宅に帰れる人はいいですが、自宅に帰れない人は結局行き場所がないから児童センターに行くとなると、児童センターの方が密になって感染リスクは学校よりも高いわけですよね。つまり、短縮することによって感染リスクが高いところに滞在する時間が伸びてしまうことは逆効果じゃないですか。

こども部長 おっしゃるとおりなのですが、かといって、先生方には放課後に子どもの面

倒を見る余裕はないですし、放課後の預かり事業の職員が、例えば半分学校で半分預かり施設とすると、それぞれに対応できるだけの職員を確保することも難しいです。今回の夏休みも学校施設を利用した預かりを考えましたが、実際にはできなかったという経過があります。

それから、大きく考えると放課後の預かり事業に来ている子どもは2割ちょっとですので、この数で言っているかという問題はありますが、8割弱の子どもは家に帰れるとすると、2割のうちで自粛できる子どもがどのくらいいるかわからないですが、残った子どもたちは密にはなるけれどもいつもの密よりは密じゃないところが妥協点かなというところではあります。

橋本委員 そのときに考えられるのは、可能かどうか分かりませんが、児童センターなどの職員を学校別に再配分するということはできないですか。

こども部長 どの施設も職員総動員で動いている状況で、再配分というのは難しいです。

橋本委員 施設自体を閉めてしまっています。

こども部長 自由来館のところのみ閉めますが、それ以外は閉めないで継続を考えています。

橋本委員 全部閉めてしまって、基本学校単位で学校の施設を利用しながら、そこに各施設の職員をうまく配分して、放課後は児童センターなどの職員が管理していくという案です。

こども部長 預かり事業を学校施設でやるという意味ですか。

橋本委員 そうです。場所が広いからです。

こども部長 基本的には一小学校に一つ預かり事業施設があるので、ほぼ対になっていますが、離れているところもあったり、学校を借りるとなったときに、すぐに使えるかという問題もあったりします。

橋本委員 でも、複数の学校から子どもたちが来ているところは、よりリスクが高くなりますよね。だから少なくともそういうところは分離させたほうが感染対策としてはいいわけで、職員をそれぞれの学校に分けて、場所はそれぞれの学校で工夫してもらって、施設だけは広いところで換気がよく効くところで、児童センターなどの職員が管理運営するというように、私は考えたんですけど、実働的に可能かどうかは工夫が必要なのかもしれませんね。

こども部長 確かにご提案のような対応ができると思います。現実的には、かなり調整が必要になると思います。

教育長 指導員が慣れない場所で子どもたちを見るときは、多少リスクが伴うということがありますよね。でも、今橋本委員がおっしゃるように、複数の学校から来ている施設は、可能な範囲で学校単位や学年単位に施設の中で分けられるといいですね。

橋本委員 そんなに広くないですよ。

教育長 広くないですけど、可能な限り分けられるようにするという工夫は必要かなと思いました。

佐藤委員 例えばおやつの時間と勉強の時間、遊びの時間を分けるとか、部屋をずらすとか、学校ごとにずらすということができるといいかなと思います。あと、複数の学校から来ているところは、一つだけですか。

こども部長 そうです。ただ稀に家の都合という理由で違う学区へ来る子も若干あります。

佐藤委員 私立に通っているお子さんが来ているところも以前はあったように思いますが、今はどうですか。

こども部長 どの施設かはすぐにはわかりませんが、来ているところもあります。

福島委員 先ほど教育長がおっしゃっていた放課後の預かり施設と比べてということかもしれないですけど、学校は統制が取れていてあまり感染リスクが高くないということは、どこのどういう情報ですか。

教育長 一般的に学校の活動を考えた場合に、授業を受けるという行動自体は、マスクをして換気をしていればリスクはそれほど高くありませんということを保健所長から指導いただいています。ですので、どちらかということと学校での時間を短くできるならいいですが、放課後のこともあるので、活動の単位をクラス単位にするとかふだん交流しない子との接触を可能な限り少なくする配慮を学校の中ではしてほしいということでした。

福島委員 マスクについては、前にも言いましたけど、それは布でもウレタンでも何でもいいという認識でいいですか。

教育長 それは、8月20日付で文科省から来た通知に、不織布のマスクを推奨するということがはっきり書かれていますので、強制はできませんが、不織布マスクが推奨されていることは学校に伝えていきます。

福島委員 今朝、登校する児童を見ていて、不織布マスクしている子が全然いなかったんです。それと、夏休みに入る前の小学校の低学年では、給食のときもしゃべりし、配膳も誰かがやって、その誰かがやったものを配るみたいな形で、感染

リスクの高い行動がありました。手をきちんと洗っているかということに関しても、手の洗い方が徹底されていないということもあると思います。それから、保健所からの指導では、ソーシャルディスタンスということに関して、35人でも問題ないということなんでしょうか。

例えば大学だと、収容人数の50%を上限としていて、残りの学生は、授業を受けられないという状況になっています。でも、小学校では同じことはできないですね。分散登校やオンラインの授業にはどういう状況になったら移行するんですか。

教育長 それは、皆さんにご協議いただいた学校運営ガイドラインに基づいて、国の緊急事態宣言を受けて県知事または市の対策本部長から臨時休業の要請があった場合に臨時休業となり、そして臨時休業から通常登校に戻るまでの2週間に短縮日課分散登校、そして、短縮日課全校登校という流れになっています。また、今回のように陽性者が出たときには、学校単位で短縮日課、分散登校、そして通常登校に戻るという教育委員会で定めたガイドライン沿って対応することになります。

もちろん、ガイドラインはありますけれども、感染状況や社会状況も変化しているのです、その時の状況によっては、今回のように教育委員会で協議して決めていくことになると思います。

福島委員 今おっしゃったように、それを定めたときの状況とウイルスの変異による感染力や子どもの感染についても状況が変わっていて、子どもがいる家庭にとっては状況が悪化していると思います。でも、今回の対応は、これまでのガイドラインに基づいてやりますっていうことに思えるんですけど、そういうことでよろしいんでしょうか。

橋本委員 私はそうじゃないと思うんです。というのは、社会情勢として保護者の皆さんが会社に行かなくてもいいということと、学校の一斉休業はセットじゃないと学校だけを一斉休業にしても、子どもたちの行き場所がなくなってしまう、放課後の預かり施設が密になってしまうというようにうまく行かないことがこれまでのプロセスで分かってきましたよね。だから、会社と学校とセットで考えないといけないということが今の議論のスタート台だと思うんです。

教育長 実際、分散登校についても校長会と検討しました。分散登校にもいろいろな方法が考えられますが、まず、昨年のように給食を提供することを前提に、朝

から来て給食までと給食から夕方までの2つに分けるという方法を検討しました。これは、給食から登校する子どもの保護者は、午前中は預かり事業はやっていないので仕事を休まないといけないというケースが出て、困るだろうとなりました。

それから、クラスを2つに分ける方法を検討しました。こちらは、先生が2回授業をしなければならなくなり、負担が大きいということと、授業時間が圧縮される結果になり、冬休みに取り戻すことが現実的に難しいのではないかと意見がありました。この案はたたき台ですので、分散登校も含めて感染リスクを軽減するためにはどのような対応がいいか話し合いができればと思います。

橋本委員 おそらく、福島委員の疑問に答えられるとすれば、本当に心配ならば学校を休んでも欠席扱いにはしないというルールを先日つくりましたよね。家庭の事情が許して保護者と一緒に家にいられる人は、それでもいいですよというルートを残しています。ただ、公立学校としてはそのような対応が難しい家庭も救える対応策を取らざるを得ないのではないかと私は思います。

教育長 福島委員に何か案があればお聞かせいただきたいですし、私がインターネットやテレビなどのニュースで見た範囲だと、今の福島委員がおっしゃるようなオンラインや分散登校ができないのかという意見が多いようですが、分散登校でどれだけリスクが回避できるのかということがポイントかなと思います。

福島委員 私が言っているのは、例えば、収容人数を半分にして、その半分は家でオンラインの授業を受けるという方法です。双方向ではなくて、自宅からオンラインが視聴できる子どもと、対面しか無理な子は対面で行うというイメージです。午前中とか午後とかそういうことではないです。

橋本委員 それはあり得るかもしれないですね。

教育長 後日改めて報告させていただきますが、現在のICTの活用状況を見ると、おそらく小学校高学年から中学生にかけては、自宅に持ち帰って自分でIDパスワードを入れて、ドリル学習などができるクラスや学年はあると思います。しかし、小学校低学年では、自分でパスワードを入れてWi-Fiにつないでということをどこまで1人でできるのか、そこが一番ネックだと思います。

橋本委員 でも、福島委員の話を展開すると、高学年でも半分ぐらいが学校に来る人数や回数が減ればリスクは低下しますよね。だから、低学年は難しいとしても高

学年でそれが可能ならば、いかに人流を減らすかということから考えればあり得る話で、リスクは低下すると思います。

教育長 高野センター長、どうですか。

学校支援センター長 実際に目の前にいる子どもたちに指導をしながら、同時にカメラに向かってオンライン用の教材を提示しながら授業をするということは、技術的に非常に難しい対応だと思います。1人が1つの教室の中で2方向に対する授業を展開するというのは、授業をやったという事実は残るかもしれないですけど、しっかりと力がつく授業ができるかということそれはかなり難しいと思います。

特に小学校1年生は、対面でも一人一人への声かけが必要で、家にいて授業映像をみていることが果たして授業と言えるかという問題もあります。

橋本委員 低学年は別にしたとしても、感染が心配な人は出席停止扱いにして、オンライン等で対応しますというのは、どのような方法ですか。難しい対応だとしたら、そもそも実効性がないことを通知したことになりませんか。

学校支援センター長 希望する家庭の場合だけを考えています。クラスの半分は家庭で、半分は来てくださいということは想定していません。

橋本委員 今おっしゃったとおり、仮に希望する家庭が半分ぐらいになったらどのようにやろうと考えていたんでしょうか。どれぐらいの人数を想定されていましたか。

教育長 どちらかという授業をオンラインでというよりは、一人一台端末を使ってドリル学習やアプリを使った自習を想定していました。ですので、オンラインで遠隔授業をやるということは、できる先生はいるかもしれませんが、4月にスタートして実際に家に持ち帰って訓練をしたということも半分以上はありますけれども、まだ進行途中といえますか、そこまで習熟していない状況の中で一律にやりますということをアナウンスすることの難しさもあります。

佐藤委員 以前の教育委員会の中で、コロナに不安を覚えて登校していないお子さんに対して、小学校で対応していらっしゃるという事例のお話については、まだ実績はないでしょうか。

学校支援センター長 不登校傾向のお子さんに対する対応です。

佐藤委員 コロナではなく、不登校傾向ですか。

学校支援センター長 はい、コロナではないです。

教育長 それは、学びの訓練で朝会に参加したという事例です。

佐藤委員 私自身、この1年こっちにいる学生と海外の学生とハイブリッドで授業をやってきましたけど、カメラが1台では無理で、相当必要になると思います。今おっしゃっていたような対応を想定するとしたら、それなりの訓練と器材の準備が必要だと思います。

ただ、橋本委員がおっしゃるとおり、これから状況がもっと悪化していったときには、希望する方たちが増えてそういう状況も十分に考えられますよね。

教育長 そうですね。今回も2週間という長い期間になったときには、当然そういう要望というのは出てくる可能性がありますね。

橋本委員 今日、テレビで文科省が基本的に休校にするかどうかは各地方自治体が判断するようにという新たな通知を出そうとしているということをやっていました。それで、休校にした部分は土日や1日の授業時間を延長して、全部フォローできる範囲で休校にするようにという内容で、聞いていて文科省はひどいなと思いました。

教育長 今私の手元にある8月20日付の通知とは違いますか。

橋本委員 今日の夕方のテレビで見ました。

教育長 夕方ですか。とにかく、次から次へと通知が出てまして。

小柳委員はどうか。

小柳委員 いろいろな点で難しいことはたくさんあると思いますが、小学校、中学校共通の対応ということで、換気、給食の黙食、クラス単位での活動ということ、そして密を避けるという対応をしていくことに賛成です。さらには、基本の手洗いや消毒、あるいは大勢になるようなことを避けるということを学校では徹底することが大事なかなと思います。

ただ、この案では小学校が短縮日課で早く下校させるということがあるので、今、皆さんからいろいろ意見が出ているように早く帰しても困る家庭もあるので、放課後の預かり施設でもいろいろ活動の工夫や感染対策をしていく必要があると思います。可能かどうか分かりませんが、学校を短縮した分だけ預かりも短縮してというような願いはできないかなと思いました。

佐藤委員 2割というのは登録児童の数ですか。

こども部長 そうです。おおよその計算で、小学校6年生までの子どもが約12,000人で、そのうちの3,500人ぐらいでして、30%弱ですかね。

実際、放課後の預かりは1、2、3、4年生ぐらいが多くて、もう5、6年

生は少なくなってきました。ほぼ来ていない6年生も入れて全体で3割弱です。すみません、数字が間違っていました。

佐藤委員 1、2年生、特に1年生は、場所によるかもしれないですけど、かなりの人数が来ていますよね。

今、預かり時間は基本的に夜7時までですか。

こども部長 そうです、7時までです。確かに、早く帰すということが可能になればそれはいいですが、結局保護者が仕事を終えて迎えにくるということなので、松本市をあげて、いろいろな会社が残業なしにしてくれるようになれば、早く帰ってもらうこともできると思います。

佐藤委員 でも7時までの料金を毎月支払っていますよね。

こども部長 そうですね。7時までの預かりの方もたくさんいらっしゃいます。

橋本委員 社会制度とセットですよね。

佐藤委員 そうですね。

教育長 今回、昨年のように、自粛をお願いするとその分日割りでお金を返すという作業が出てきますよね。

こども部長 それは、今回も同じ対応をします。ただ、昨年自粛をお願いしたときはいろいろなご意見がありましたが、今年保育園で陽性者が出たときに、休んでいた人もたくさんいました。それから、子どもが今、コロナに感染した場合には、保護者の会社も休ませてくれたり、その後、もしかしたら苦労したりテレワークだったりということもあるかもしれないですが、最初の頃と社会情勢が変わってきている部分もあるかもしれないです。

やってみないとわかりませんが、自粛をお願いすると昨年の自粛をお願いしたときよりもスムーズかなということは思っています。

小柳委員 今の話は、ありがたいと思います。それぞれがそれぞれで少しずつ痛みを分かち合いながらやっていくという点では家庭にとって負担にもなるだろうけれども、少しずつ引き受けていくということがいいと思います。

教育長 この問題は、先ほどから出ていますようにセットなものですから、両方をよくするためには、放課後の居場所をふだんからスペースに余裕を持って、指導員ももう少し潤沢に置くことが必要だと思います。それにはそれなりにお金がかかりますが、このことを改善しない限り、学校での時間を圧縮しようとするとしても放課後の預かり施設にしわ寄せがいつてしまうこともあるので、

現状の中で取れる方策を考えないといけないわけです。

ただ、先ほど福島委員から意見がありましたオンラインで授業をすることについては、もともと一人一台端末を前倒しで導入したことの一番の趣旨は、コロナでもし全部がストップしたときには、オンラインで授業をやるためだったと思います。全部がオンラインであれば、おそらくやりやすいと思いますが、半分授業をやりながらということは、今の器材では、確かに難しい面があると思います。保護者の皆さんの不安に応えるために不安な場合は休んでいただいて、自習的な学習になるかもしれない、特に低学年はプリントになる可能性が大きいということを前提に、承知いただいた上で各家庭のご要望には最大限お応えをしていくという方針はいかがでしょうか。

橋本委員 一つだけ、修正をぜひお願いしたいと思っているところがあって、3の(4)共通の対応のところのウに「必要に応じ、学校施設の貸与を行う。」とありますが、「必要に応じ」というのは分かるようで分からなくて、教育委員会が積極的に学校施設の貸与を行うというふうに書いておくと、ニュアンスが違うんじゃないかなと思います。学校も放課後の預かり事業も同じ問題なので、学校施設を積極的に貸すよというスタンスを出したほうが依頼する側としても非常に助かる話じゃないかなという気がするので、「必要に応じ」という文言を「積極的に」に変えていただけませんかというのが私の意見です。

小柳委員 場所によっては距離が離れているところもあるので、依頼されたらそれに応じてということではどうでしょうか。

橋本委員 学校側も放課後の預かり事業に寄り添って、知恵とケースによっては人手も出すぐらいの感じがあっても私はいいと思います。

教育長 校長会とその話もしましたが、現実的には先生方もぎりぎりの中でやっているの、人の手立てのところまではなかなか難しいという話でした。それから、学校施設の貸与という点では、教室は、先生方が消毒をしっかりやっているの、それがコントロールできなくなるということもあり、当面貸出しができる施設は体育館と、多目的ホールですとかピロティといったところを活用してもらうことについては全面的に協力してくれるということでした。ですので、この文章は、「事業者の要請に応じてできる限り貸与に協力する」ではどうですか。

橋本委員 何か「必要に応じ」というと、消極的な感じが出るのが気になりますよね。

教育長 そうですね。では、「要請に応じ、できる限り学校施設の貸与に協力していく」ということでいかがでしょうか。

ほかにはございますか。

橋本委員 前回、学校で最初に悲鳴が上がったのが先生方の消毒作業だったんですよね。そのときにどういうふうに対応したんですか。

学校支援センター長 県でお金がついて、スクール・サポート・スタッフを配置できるようになりました。

橋本委員 それは今回どうなってますか。

学校支援センター長 現在も通常学級で7学級以上の学校にはスクール・サポート・スタッフがっています。

橋本委員 例えば、放課後の預かり施設でもそういうサポート要員を同じように資金面での手当ではできないですか。

こども部長 例えば必要があって増やした場合は、国からお金が出まして、年度末に清算をして請求する形になるので、ある程度必要があればつけられます。そうはいつでも、先ほど言いました安全確保の点でなかなか簡単ではないかなということはあるかもしれないですし、人の確保ができるかということと、運営事業者がどう判断するかということもあります。

教育長 指導員は、確か資格が限定されていましてよね。だから、もしできるとすれば、スクール・サポート・スタッフみたいに全く資格のない人が、指導ということではなくて消毒のために入るっていうことはできるかもしれないですね。

教育長 放課後の預かり事業はどれだけ自粛いただけるかということころは、やってみないと分からないので、明日協力をお願いをして、その様子を見てということですね。

それから、先ほどの不安で出席できない子への対応について書き加えるということはどうでしょうか。

橋本委員 いいですね。自習的な学習になることも明記した方がいいと思います。

福島委員 今後も各学校で感染者が出たときには、その都度こういった形で対応するというので、教育委員会が率先して感染リスクを下げるということは特にやる意思がないということでもいいわけですね。感染者が出たときに対応するというので、これ以上のことはやらないということですよ。

教育長 緊急事態宣言が出て、ロックダウンというようなことになれば、昨年のように

にやらなければならないレベルが一気に上がると思います。今回違うのは、端末を持ち帰ってオンラインでの対応ができるということができてきますが、それ以外は9月7日まではなるべく放課後の預かり事業を利用している家庭にも配慮しつつ、この対応をとって、できる範囲で何とか両立をさせていくということだと思います。無策に近いと感じる方もいるかもしれませんが、できる限り今回の発症の原因になった一番のポイントのところは抑えつつ、感染のリスクを下げていきますということじゃないでしょうか。

橋本委員 記者会見のときに教育長に一番強調していただきたいのは、学校だけ閉鎖しても子どもの行き場所がなくなってしまうということです。だから、社会の人流のストップと学校のストップということは平仄を合わせてバランスよく行われないとかえって子どもを行き場所のないところに追い込んで、結果感染リスクが高まってしまうと。そこに我々としてはすごく配慮したんですということを説明されれば、皆さん納得されると思います。

教育長 そういう報道が全然ないので、去年のことをみんな忘れてしまったのかと思います。そこに一番目を向けてもらわないと共働き家庭は救われれないということを感じてもらわないといけないと思っています。ですので、そのことはしっかりと強調していきたいと思っています。

橋本委員 私は、昨年一番強硬派だったんです。政府からいろいろ出る前に全校一斉に閉鎖だということを主張していました。なぜかというと、当時はコロナというものが全く分からなくて、インフルエンザのように子どもが罹ってきて、そこから親に感染していくというパターンを想定していたものだから、その経路を遮断すべきだと思っていました。しかし、その後対応をしていく中で、いろいろな弊害が見えてきて、さらにコロナについても徐々に様子が分かってきて、当時とは事情も変わってきているので、今はこの対応でいいと思います。

政治的には、一斉休業にしたことによって起こった社会的なひずみに対して、相当のトラウマがあると思うので、文科省としては一斉休業ではなくて、自治体の判断に委ねる形で逃げているんだと思います。

福島委員 教育委員会としての姿勢というか、こうしますということが保護者を含めてそれを受け取る側に明確なメッセージとして伝わるようにしていただきたいと思います。橋本委員は自治体に委ねられているとおっしゃったんですけど、今は個々の保護者の判断に委ねられている状況だと思うんです。不安だったら来

なくてもいいですよということは、結局自分たちで判断してよということじゃないですか。本当にこの先大丈夫なんだろうかと、より不安をあおるという気がするので、教育委員会としてこういう取組みをしていることでリスクが低いのであれば、そのリスクが低いということをもっと言っていただいてもいいのかなと思います。

教育長 このことについては、保健所と相談をしてというところが安心していただけるポイントかなと思います。実際に感染が起きた現場を検証した中で、感染拡大を避けるためにはここがポイントですよというアドバイスに基づいてやっています。マスクをして、きちんと換気をして通常に授業をしているときには、学校での感染リスクは一定程度抑えられているということ、感染リスクが高いとされる活動や場面を避けるように最大限配慮していますということをメッセージとして発信したいと思います。そして、保護者の皆さんはあれだけの報道があると不安をかき立てられてしまうと思いますが、クラスごとに活動することは既に配慮してやっていることで、先生たちは毎日学校での感染防止対策に最大限配慮していただきながら授業をしていますので、このようなことはきちんとアピールをしていこうと思います。

小柳委員 教職員の感染については、この内容を発信するというでいいですか。

教育長 この資料の順番のとおり進めます。本日発表の陽性者の中にあつた教職員についてはこうですと会見の中でお話します。

こども部長 子どもについては、明日以降も陽性者が出るかもしれませんが、発表のタイミングは保健所と相談することになります。

教育長 でも、小学生の感染者がここのところ2人とか3人とか出ているから、そのことと結びつけて、質問があると思うんですよ。だからそのときには、今回発表になっている子どもの感染と教職員の感染は、学校の中で起こった感染ではありませんということをはっきり伝えないといけないし、放課後の預かり事業で複数の感染者が出たということは言わざるを得ないと思います。

こども部長 保健所との相談では、それぞれの発表の内容にそこがあつてはいけないということで、児童福祉施設で発症したということ、そこで複数発症していて、その施設の利用者について30人規模でPCR検査を実施していますということ、この後、市からの会見がありますというところまでを保健所が言うということで打ち合わせをしています。

教育長 児童福祉施設と言っても、この資料が出れば放課後の預かり事業とわかることです。学校と放課後の預かり事業をセットで考え、家庭も協力してくださいということと言わないといけませんね。

橋本委員 さっき、福島委員がおっしゃった、いかに安心させるようなメッセージを出すかというところは、教育委員会からのきめ細かな指示のもと、学校は相当統制された形でコロナ対策は一生懸命やっています。高校で出ていますけど、部活ですよ。少なくとも、今は授業で出た事例は聞いていませんし、学校は統制が取れてしっかりコロナ対策をやっていますと言い切れば、安心はできるけど、逆にそこで感染者が出てしまうとかなり突っ込まれるというところで、そこをどこまで言い切るかという覚悟だと思います。

小柳委員 学校では粛々とやってるということでもいいのではないかと思います。

橋本委員 そこはどの程度言うかという問題だと思います。まさしく今、小柳委員がおっしゃったように、統制された中で粛々とやっていますということです。

教育長 やっていますし、それにこれまで松本市では、学校で感染者を出したということもないですしね。

佐藤委員 ただその辺りが、今はもう独り歩きしてるというか、私が最初に聞いた話の中では小学校で出たらしいよという話でした。イメージとして、小学校で出たらしいということが、どうしても広がってしまうので、どことはっきり言えなくても学校現場ではなくというところがより伝わるような形での発信が大事だと思います。

教育長 学校も保護者もパニックになってしまうと思いますので、感染した教職員と子どもは学校で出たものではなく、関連はありませんとはっきりと言わせてもらいます。

学校教育課長 保健所に追加の聞き取りをしましたところ、1例目の教職員の濃厚接触者はゼロです。念のため同じ学校の教職員は、明日、PCR検査を全員実施します。ただし、1人だけ子どもとの接触があったということなので、その子も念のためPCR検査と体調の確認をしている状態です。2例目についても、今日、調査が入りまして、教職員等の濃厚接触者はなしということです。

教育長 今日いただいた意見を修正、追加をして、メールで資料をお送りして確認いただき、午後の発表ということで臨みたいと思います。よろしいでしょうか。

遅い時間にお集りいただきありがとうございました。オンラインでと思って

いましたが、皆さん来てくださるということで集まって開催させていただきましたが、今回のように遅い時間に開催するときは、次の機会がなければいいと思いますが、できる限り皆さんの負担を少なくしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

小柳委員 今後、ほかの学校で教職員が出た場合も同様の対応をするということでしょうか。

教育長 教職員の場合は、市の職員と同様にプレスリリースはします。

それから、先ほどのマニュアルなんですけど、保健所長には7月に改訂した最新版に目を通してもらって、デルタ株の影響ということを受けても今のところは、これでいいのではないかということでしたが、再度皆さんに目を通していただいて、今回のことを反映して、追加修正するところがあれば、次回以降ご意見をいただければと思います。

学校はこのマニュアルに沿って、そして文科省の通知を見ながらということでは対応してくれています。また、不織布のマスクのことは今回文科省の通知にはっきり書いてあるので、改めてそのことは今日校長会で伝えてもらっています。

学校支援センター長 今日、校長会でしっかり伝えてきてました。

橋本委員 教育委員会として、感染対策に力を入れることはもちろんですが、オンラインの対応についてももう少し充実させて、ステップアップを図るということに力を入れていかないといけないと思います。

教育長 発展途上ではありますが、現場の職員も努力してやっていますので、できる限り年度末に向けて、拡充をして、機動力を持たせて対応していきたいと思います。改めて、学校教育課のICT担当から、今の学校におけるGIGAスクールの進捗状況ということをプレゼンをさせていただく機会を設けますので、それも併せて聞いていただければと思います。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、以上で第4回臨時教育委員会を終了します。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会宣言

伊佐治教育長は、令和3年度第4回松本市教育委員会を閉じる旨宣言した。

<午後9時20分閉会>

会議録調製職員

教育政策課教育政策担当係長

小澤 弥生

会議録署名委員

福島 智子

橋本 要人
